

2021 文子幼第 2827 号
令和 3 年 8 月 11 日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保育園の対応について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育園における感染対策にご協力いただき深く感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、東京都を対象に、緊急事態宣言が発令されているところですが、都内における日々の感染者の増加傾向が止まっておりません。この傾向は保育園においても同様であり、園児、職員が陽性と判定される事例が増えております。

一方で、文京保健所を含む都内の保健所では、対応件数が爆発的に増加する中で、重症患者の方への支援等に多くの時間を要する状況となっており、疫学調査の実施が大幅に遅れております。そのため、園で陽性者が発生した際の、濃厚接触者の特定に時間がかかり、休園期間がこれまでに比べて長くなる傾向が見られております。

各園においては、保育を行いながら、可能な限りの感染対策を実施しておりますが、最近では、園児、職員を問わず、家庭内感染など園外での感染が推測されるケースが増加しており、園内の感染対策の効果も限定的となっております。今週後半からはお勤め先がお盆休みに入るご家庭も多く、職場の同僚やご家族以外の方と接触する機会もあるかと思いますが、感染対策に十分にご留意くださいますようお願いいたします。

また、今夏は、新型コロナウイルス感染症以外にも、RSウイルス感染症や感染性胃腸炎等も流行しており、お子さんに発熱等の症状が見られる場合は、保育園への登園を控え、医療機関を受診いただきますようお願いいたします。

なお、当初、令和3年7月12日から8月22日までを期間として緊急事態宣言が発令されたところですが、先般、発令期間が8月31日まで延長されました。区では、緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」期間とし、お休みした日の基本保育料の日割還付を行うこととしており、今回延長された発令期間についても、下記の対応といたしますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 保育園の運営について

- ◎ 保育園等の運営は原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ◎ 「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ◎ ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変有り難く、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。
- ◎ 「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、基本保育料の日割還付を実施いたします。
- ◎ 各園で行っております感染症対策には、引き続きご協力をお願いします。
なお、園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、一定期間、臨時休園となる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

2 その他

- ◎ ご家庭での子育てについてご不安や心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園又は以下の相談先にご相談ください。

【相談先】 ○電話相談（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

健康、育児（栄養、歯科）	保健サービスセンター	03-5803-1807
	保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

- ◎ 今後の感染状況等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

3 お問い合わせ

- ◎ 区立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）
- ◎ 私立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）
- ◎ 基本保育料還付（返金）、在園資格に関すること
子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）